

香川県社会保険協会

協会だより



No.37
2022年10月

屋島巡りて

秋も深まると、郊外では、刈田が寒々と広がっているのが見える。少し、肌寒いくらいが歩くのには最適と、色付き始めた屋島北嶺を目指す。

南嶺から入り、千間堂跡広場を経由し、遊鶴亭の展望所から瀬戸のパノラマを眺めたら、ここで引き返す。

歩き疲れたら、やしまーるで、ちよっとやすまーる。

(高松市屋島)

職場内で回覧しましょう

- 2.3p 日本年金機構提供
法律改正により、令和4年10月から被保険者の加入要件が一部変更になります
- 4.5p 協会けんぽ香川支部提供
上手な医療のかかり方
お薬の新しい受け取り方はじまりました
- 6.7p ふるさと健康ウォークin丸亀
- 8p 新春ボウリング大会のご案内
- 9p 年金の受給を間近に控えた方々のための年金・健康講座を開催します。
- 10p 業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)について

法律改正により、令和4年10月から被保険者の加入要件が一部変更になります。

〈全ての事業主のみなさまへ〉

①雇用期間が2か月以内の場合における取扱いが変更になります

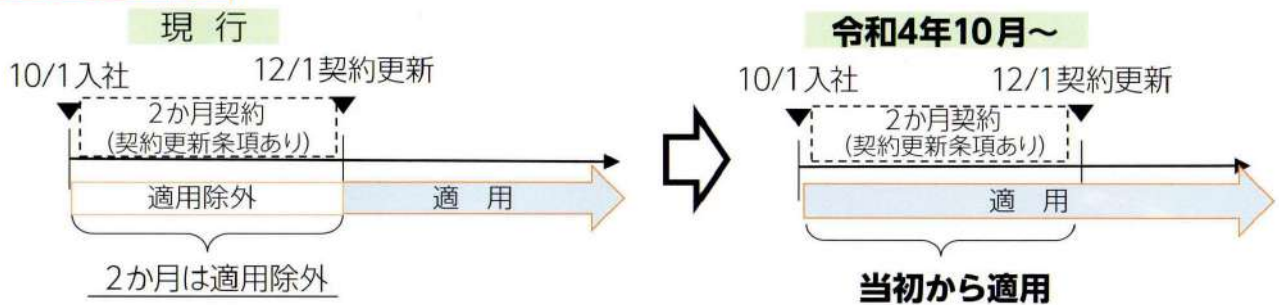
現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、**令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は雇用期間の当初から社会保険の加入**となります。

【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

アの場合の例



〈被保険者数が100人を超える企業等の事業主のみなさまへ (令和4年10月以降)〉

②短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月に、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。これにより**短時間労働者の勤務期間要件は一般の被保険者と同様**になり、**雇用契約期間の見込みが2か月超の場合 (2か月以内の期限を定めた雇用契約であっても当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる場合を含む) は適用対象**となります。

令和4年10月に撤廃

【短時間労働者の適用要件】

- ① 週労働時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ **勤務期間1年以上見込み**
- ④ 学生は適用除外

一般の被保険者と同様の勤務期間要件となり、例えば以下のケースなどは適用対象

- 雇用期間の見込みが2か月を超える場合
- 雇用期間は2か月を超えないが、契約書等に「更新される旨」等が明示されている場合

被保険者の加入要件に関する Q&A

(Q)適用拡大に関する雇用期間要件が令和4年10月に廃止されるが、施行日以降、被保険者資格はどのように判定するのか。日々雇用されている方や、2月以内の期間を定めて使用される者についても、適用拡大の対象となるのか。

(A)適用拡大に関する雇用期間要件の廃止により、施行日以降、4分の3基準を満たさない短時間労働者の被保険者資格については、4要件により判断することとなります。

なお、日々雇用されている方や、2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものについては、被保険者の適用除外の規定に基づき被保険者資格を判断することとなります。

(Q)雇用期間が2か月を超える見込みがあったため被保険者資格を取得したが、当該期間を超えなかった場合、被保険者資格取得を取り消すことはできるか。また、遡及取消となるのか。

(A)雇用時に2か月を超える見込みであった場合、結果として雇用期間が2か月未満になったとしても、被保険者の資格取得を取り消しはできません。

(Q)雇用期間が2か月以内である場合は、雇用期間が2か月を超えることが見込まれることとして取り扱われることはないのか。

(A)雇用期間が2か月以内である場合であっても、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱うこととし、最初の雇用期間を含めて、当初から被保険者の資格を取得します。

(ア)就業規則、雇用契約書等その他書面においてその契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること

(イ)同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により2か月を超えて雇用された実績があること

ただし、(ア)(イ)のいずれかに該当するときであっても、労使双方により、2か月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

「社会保険の適用拡大」について 詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



5

つのポイント

上手な医療のかかり方

～医療保険制度を守ることに繋がります～

かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、患者さんごとの既往歴や健康状態などを把握し、健康管理全般のアドバイスをしてくれる診療所や病院の医師のことです。

気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を受診しましょう。

「時間外受診」は本当に必要な時に

休日や夜間などの診療時間外は、医療費が高く設定されています。また、薬局でも営業時間内・外にかかわらず、休日や夜間の調剤には加算料がかかります。

救急の場合以外は、診療時間内に受診しましょう。

子どもの症状で迷ったら

休日や夜間に子どもの症状で迷ったら、子ども医療電話相談（#8000）に電話をすると、対処の方法や受診できる医療機関などについてアドバイスをいただけます。

※明らかに緊急を要する場合は、迷わず医療機関を受診しましょう。

「はしご受診」はやめましょう

「はしご受診」とは、同じ病気で、同時期に複数の医療機関にかかることをいいます。

はしご受診は受診するたびに初診料がかかるほか、同じような検査や投薬が行われ、体にも医療費にも負担がかかります。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、有効成分は新薬（先発医薬品）と同じで、効き目や安全性についても国が認めている医薬品です。ジェネリック医薬品を使いたいときは病院や薬局の窓口の、医師か薬剤師に相談してみましょう。

お薬の新しい 受け取り方 はじまりました



- ① 国の制度として、令和4年4月から「リフィル処方せん」が導入されました
- ② 例えば、長いあいだ同じ薬を飲んでいて病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象です
- ③ 医療機関で処方せんを毎回もらわず、同じ処方せんを薬局で最大3回まで繰り返し使用できる仕組みです。くわしくは、医師にお聞きください

投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにはできません

特設サイトをご覧ください



全国健康保険協会
協会けんぽ



健康保険組合連合会

第32回

ごはん約3杯分のカロリーを消費できます!

ふるさと健康ウォーク in 丸亀

～里山の自然を訪ねて～

令和4年11月23日(水・祝)

〈小雨決行〉

わくわく探そう。
てくてく歩こう。



土器川沿いをウォーキング&飯野山(讃岐富士)に登山♪

※香川県において新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されている場合は、原則中止といたします。

Aコース
16km

～健脚・
経験者向けコース～
飯山町登山口から登山

●受付/7:30～8:00
※帰着予定/12:30～13:30頃

Bコース
15km

～初心者向け
コース～
飯野町登山口から登山

●受付/8:00～8:30
※帰着予定/12:30～13:30頃

受付時間 Aコース/7:30～8:00 Bコース/8:00～8:30
※コースごとに受付順で15人程度の班に分かれ、ストレッチ後随時スタート

受付場所 丸亀城内資料館前「芝生広場」

準備物 マスク、飲み物、雨具等

服装 ウォーキング(山歩き)に向けた服装、靴、帽子、手袋等

申込方法 令和4年11月11日(金)までに「住所・氏名・年齢・電話番号・コース名」を電話またはFAX・メールでお申込みください。※先着150名様当日申込みはできませんので、必ず事前申込みをお願いします。
※安全に歩くことが難しいと主催者側で判断した方については、途中で中断していただく場合がございます。

申込先 丸亀市市民生活部スポーツ推進課
TEL. 0877-24-1392 FAX. 0877-85-3800
MAIL. sports-k@city.marugame.kagawa.jp

後援 (公財)丸亀市スポーツ協会 NHK高松放送局 RNC西日本放送 KSB瀬戸内海放送 RSK山陽放送
OHK岡山放送 四国新聞社 朝日新聞高松総局 読売新聞高松総局 毎日新聞高松支局 産経新聞社
高松リビング新聞社 CVC中讃テレビ

協力団体 丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会 特定NPO法人香川県里山ボランティアガイド組合
讃岐富士クラブ 土器川ロマンの会

協賛 コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社

新型コロナウイルス感染予防に関するお願い

～安心して健康ウォークを楽しむために～



- 事前申込みされていない方は、参加できません。
- イベント前1週間の体温観察の実施をお願いします。37.5℃以上の発熱、体調不良の日があった方につきましては、参加をご遠慮いただきます。
- ご自宅を出発する前に必ず体温測定と体調確認を行ってください。発熱や風邪等の自覚症状等がある場合は、参加をお控えください。
- 受付時の検温にご協力ください。37.5℃以上の方は、参加をご遠慮いただきます。
- マスクの着用にご協力ください。
※ウォーキング中、人との距離(2m以上を目安)が確保できるか、会話をほとんど行わない場合は、着用不要です。



Aコース
16km

健脚・経験者向けコース

初心者向けコース

Bコース
15km

丸亀城(芝生広場)

飯野山 飯山町登山口

飯野山 飯野町登山口

飯野山山頂(薬師堂)

野外活動センター

丸亀城(芝生広場)



帰着予定は、
12:30～
13:30頃



新春ボウリング大会のご案内

健康保険被保険者の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図る目的で、次のとおり全国健康保険協会管掌健康保険ボウリング大会を開催します。
多数のご参加をお待ちしています。

主催

(一財)香川県社会保険協会高松東支部・高松西支部・善通寺支部
全国健康保険協会香川支部

開催日時

令和5年1月21日(土)午後1時30分～

会場

高松東支部 太洋ボウル 高松市観光通り
高松西支部 シーサイドボウル高松 高松市浜ノ町
善通寺支部 丸亀スターボウル 丸亀市土器町

参加資格

社会保険協会加入事業所(会費納入済)の被保険者

チーム編成

チームの編成は、事業所ごとに4名(うち1名以上は、女性もしくは45歳以上の男性)で編成してください。

試合方法

ヨーロッパ方式で3ゲームを行い、総得点(女性は1ゲーム10点のハンディ)で順位をきめます。

表彰

表彰は、団体・個人とも上位3位、個人は以下5位毎の飛び賞、ブービー賞。全員に参加賞。

その他

参加料は、1チーム千円(ゲーム代は無料ですが、靴代は各自負担)、大会当日ご持参ください。

注意事項

ボウリング場では、マスク着用を必ずお願いいたします。
新型コロナウイルス感染防止のため、当日消毒等ご協力お願いいたします

参加申込

申込書の締切日は、**令和4年12月16日(金)**としていますのでお早めにお申込みください。
なお、申込期限内であっても、各会場先着18チーム(72名)で締め切りとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の状況により、中止させていただく場合があります。

ボウリング大会参加申込書

事業所名称		所在地	〒	-
申込代表者名		連絡先	TEL ()	FAX ()

(チーム)

No.	(フリガナ) 氏 名	性別	年齢
1			
2			
3			
4			

(チーム)

No.	(フリガナ) 氏 名	性別	年齢
1			
2			
3			
4			

照会先
申込方法

申込書を作成(コピー可)し、香川県社会保険協会にFAX(郵送可)してください。
一般財団法人 香川県社会保険協会 〒760-0078 高松市今里町1丁目9-1
☎ 087-834-0522 FAX 087-837-1661

年金の受給を間近に控えた方々のための 年金・健康講座を開催します

もうすぐ年金の受給を控え、年金の仕組みや請求方法を知っておきたい方や事業所の事務担当の方を対象に、「年金・健康講座」を開催します。

年金講座では、勤めながら年金はもらえるのか、年金は何歳から受給するのがよいか、雇用保険との調整の仕組みは、配偶者加給年金とは、実際に請求書を記入してみる、などの内容で年金事務所の職員が説明します。

また、健康講座では健康管理の維持に役立てていただけるよう全国健康保険協会香川支部で健康づくりを担当している職員が「退職後の健康」について説明しますので、ぜひご参加ください。



令和5年 **2月13日** 月

会場 / レクザムホール (香川県県民ホール)
大ホール棟 第1・第2会議室
高松市玉藻町 9-10
TEL / 087-823-3131

実施時間

13:30 開始 / 16:00 終了

対象者 香川県社会保険協会加入事業所の被保険者及びその配偶者、事務担当者 (令和4年度会費納入済事業所)

参加費 無料

募集人員 先着35名 (募集定員に達し次第締め切り)

講師 年金事務所職員、全国健康保険協会香川支部職員

講演内容 年金講座「老齢年金の仕組みと請求手続きについて」
健康講座「退職後の健康について」

先着
35名

申込方法 下記の「年金・健康講座参加申込書」に必要事項を記入し、郵送又はFAXで
令和5年1月13日(金)までにお申し込み下さい。

●お申込み・お問合せ

一般財団法人香川県社会保険協会

〒760-0078 高松市今里町1丁目9番地1

TEL.087-834-0522 FAX.087-837-1661

●主催 / 一般財団法人香川県社会保険協会

※新型コロナウイルス感染症の状況によって中止となる場合があります。

年金・健康講座参加申込書

(フリガナ) 氏名		性別		年齢	
(フリガナ) 氏名		性別		年齢	
会社名					
ご連絡先		FAX番号			
通信欄					

※ 3名以上でお申込みされる場合は、用紙をコピーしてお使いください。

都道府県社会保険協会会員事業所の皆様へ

(業務災害総合保険)

全社連では、**業務災害補償制度(経営ダブルアシスト[®])**を導入しています。

(保険期間:2022年10月1日午後4時から1年間)

加入は毎月受付中!お申し込み月の翌月1日の午後4時の補償開始でご加入いただけます。

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」(業務災害総合保険)を導入しています。

本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度ですので、是非この機会にご加入をご検討ください。

最大
約

58

東京海上日動の**経営ダブルアシスト[®]**なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

%割引!!^{(*)1}

(*)1 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%・健康経営割引5%(*2)

(*)2 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。

(*)3 働きやすい職場認証制度(2020年8月に国土交通省が創設した、運転車職場環境良好制度の通称)に認証登録された事業者として加入される場合、保険料を3%割引引きします。(ただし、健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。また、「地震・噴火・津波危険保険料」部分を除きます。)

上記割引は、2022年10月1日始期契約から2023年9月1日始期契約にご加入された場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害補償制度の主な特長

1 全国中小企業団体中央会の
スケールメリットによる割安な保険料

2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット

●業務災害・通勤災害に伴う、企業および社長・役員個人の法律上の賠償責任を最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円まで補償します。

3 政府労災の給付決定を待たずに企業に
保険金のお支払いが可能^{(*)1}(*)2^{(*)3}

(*)1 精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は、政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

(*)2 法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。

(*)3 ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただけます。補償対象者代表の方の署名が必要です。

4 精神疾患(メンタルヘルス疾患)・脳・心
疾患等の疾病や自殺を補償^{(*)4}
熱中症や日射病、通勤途上のケガも補
償^{(*)5}

(*)4 政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。

(*)5 業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病等の「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通勤経路の通勤途上のケガも補償します。

5 契約は補償対象者無記名式^{(*)6}(*)7

(*)6 従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人の方は、自動的に補償対象者です。

(*)7 事業主(役員)、貨物自動車運送事業の下請負人、構内下請作業員、派遣労働者は、オプションで補償します。

6 三大疾病・介護休業時に企業が負担する
社会保険料等の費用を補償^{(*)8}し、補
償サービスの両面で「健康経営」「仕事と三大
疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)治療・
家族介護の両立」を支援
精神疾患(メンタルヘルス疾患)による
休業時の補償も追加可能^{(*)8}

(*)8 オプションで「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」、「精神障害追加補償特約条項」、「メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項」に加入した場合に補償します。ただし、付帯できないケースがあります。

7 従業員が育児休業を延長する場合の求
人採用費用、代替者の環境整備費用等
の保険金のお支払い^{(*)9}

(*)9 オプションで「育児休業延長時事業継続費用補償特約条項」に加入し、補償対象者が育児休業の延長を行い休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合にかぎります。

8 従業員の皆様の健康増進等にも活用で
きる、健康経営アシストサービスの職場
復帰支援サービスがご利用可能^{(*)10}

(*)10 オプションで「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に加入し、本サービスの対象者である従業員または役員の方が、三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)介護により同条項に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

9 建設業の場合、「経営事項審査制度」の
加点ポイント

10 パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対
する管理責任や不当解雇等に伴う、企業、
社長・役員個人および管理職の法律上
の賠償責任を最大3,000万円まで補償
(*)11

(*)11 オプションで「雇用関連賠償責任補償特約条項」に加入し、該当事故は発生した場合に補償します。ただし、付帯できないケースがあります。

11 保険料は全額損金処理^{(*)12}(*)13の上、
満期時の保険料精算は不要

(*)12 個人事業主に対する保険料は除きます。
(*)13 今後の法改正により変更となる場合があり、実際の
税務処理につきましては税理士にご相談ください。

※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

[取扱代理店]

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム 担当: 岸
TEL: 03-6264-4771 FAX: 03-6264-4772

[提携引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 医療・福祉法人部
TEL: 03-3515-4143

22-T01875
2022年8月作成

お申込み・
お問合せは